

令和2年度 第10回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 令和3年1月8日(金) 午後3時00分から午後4時10分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎 3階 会議室302

3 出席委員 (28人)
会長 15番 山脇 優 委員

農業委員

1番	早田博之	委員	2番	高見美幸	委員	3番	船越省吾	委員
4番	金信正明	委員	5番	吉村年明	委員	6番	藤井由美子	委員
7番	河野正人	委員	8番	福井章人	委員	9番	鐵本達夫	委員
10番	衣笠健一郎	委員	11番	室山恵美	委員	12番	山下賢一	委員
13番	筏津純一	委員	14番	松本幸男	委員	16番	山田有宏	委員
17番	原田明宏	委員	18番	數馬 豊	委員	19番	美田俊一	委員

農地利用最適化推進委員

西谷美智雄	委員	涌嶋博文	委員	塚根正幸	委員	田倉恭一	委員
山本淑恵	委員	藤原 治	委員	林 修二	委員	小谷義則	委員
鳥飼 巧	委員						

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第54号 農用地利用集積計画の決定について

議案第55号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議案第56号 農用地利用配分計画について

議案第57号 倉吉市農業経営基盤強化促進基本構想の変更について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 森石 学

主幹 石賀 康一

主任 宮本 哲博

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局 只今より、令和2年度第10回農業委員会会議を開会いたします。はじめに山協会長にごあいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくお願いいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは、本日の議事録署名人の指名でございます。指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 それでは指名をさせていただきます。13番 筏津委員、14番 松本委員に議事録署名人をお願いいたします。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 欠席はありません。

(4) 連絡・報告事項

議 長 それでは連絡報告事項、事務局お願いします。

事務局 令和2年度第10回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

議 長 では12月の農家相談会が1件あったようですので報告をお願いします。早田委員。

1 番 1番 早田でございます。12月16日に農家相談会がございまして、涌嶋委員と早田とで行っております。相談者は、〇〇さんでございます。現在は〇〇地区でネギを耕作していますが、連作障害の関係で、今借りている農地、〇〇地内でございますが、返す方向でいることから、なるべく近場でできれば〇〇地区の中で、農地2、3反を夏頃までに借りたいということでございました。ネギは土寄せの関係もあることから、深さのある土地が良いということ。地元の山本委員さんにもいろいろとご相談にのって頂いているということもあったようでございます。それで場所としてはですね、〇〇の近くまでOKだということと、〇〇の辺になんとかないだろうかというようなことでございました。書いてはございませんが、1反あたりですね3,000円くらいでお願いできんだろうかということでした。以上でございます。

議 長 はい、只今の件につきましては、後の方で、あっせんということで対応させていただきます。

(5) 議 事

議 長

それでは(5)本日の議事について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。本日の議事についてご説明をさせていただきます。議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案の2ページのとおり1件の申請がございました。交換による所有権移転で下限面積につきましては備考欄に記載のとおりでございます。

続いて議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。議案4ページのとおり4件の申請がございました。番号1につきましては、共同住宅の建築でございます。農地区分は、都市計画用途地域の工業地域に指定されておりますので、第3種農地で原則許可でございます。番号2は、駐車場を整備する計画でございます。管理設道路沿道区域のため、第3種農地で原則許可でございます。番号3は、資材置場の整備でございます。農地区分は都市計画用途地域の第1種中高層住居専用地域に指定されている区域で、第3種農地で原則許可でございます。番号4につきましては、一般住宅の建築でございます。農地区分は都市計画用途地域、第1種居住地域に該当しますので第3種農地で原則許可でございます。

議案第54号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。議案の7ページから32ページのとおり77件の利用権設定の申し出がございました。それから33から35ページのとおり所有権移転が3件ございます。

続いて、議案第55号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定についてでございます。43ページから46ページのとおり4件の申請が出ております。

議案第56号 農用地利用配分計画については49ページから50ページのとおり6件の協議がございます。

最後に、議案第57号 倉吉市農業経営基盤強化促進基本構想の変更について、56ページから58ページのとおり基本構想の変更に関する協議がございます。以上でございます。

議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長

それでは、早速議案に入らせていただきます。説明をお願いします。

事務局

追加資料をご覧ください。〇〇〇〇〇〇〇の744㎡。こちらの農地は長年、〇〇〇の〇〇さんと〇〇〇〇の〇〇さんの間で、法不明の貸借関係がありました。この貸借関係を解消するために、2分割されて、現物の所有権を等価で、このたび、〇〇さんが取得されるということです。小作権の解消のために現物を分割して取得するということです。司法書士さん曰く、所有権移転の交換、小作別れという表現をしておられました。農地法第3条は、この1件でございます。

議 長

小作別れってなかなか聞き慣れん言葉ですけども、昔から永代小作ということで、何十年と耕作しとった人が解消する場合にですね、小作権利というのが昔はありました。このたびは、五分五分で、半分を小作者がもらい、地主が半分というようなことで、話がついたようでございます。

それでは議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請につきましてお諮りいたします。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので賛成の方の農業委員の挙手をお願い致します。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 続きまして議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮り致しますが、本件につきましては本日、午前10時より当番委員であります金信委員、鳥飼委員、藤井代理、森石局長、宮本主任と私の6名で調査に行きまして参りましたので、代表して鳥飼委員より報告をお願い致します。

鳥飼推進委員 報告致します。午前中先程のメンバー6名で現地確認いたしました。4件とも何ら問題ございませんので報告致します。

議 長 はい、只今報告がございましたように1番から4番までにつきましては何ら問題なしということでございます。それでは皆さんにお諮り致します。異議ございませんか。松本委員。

14番 現地調査をしとるということは、1件ずつ説明した方がみんながわかりやすいと思います。

議 長 4件とも問題がないということだったら、これでいいと思います。問題がある場合は、問題がある番号だけを言えばいいと思います。ですから4カ所を見てまわった結果どれも問題がなかったということでございます。例えば3番に問題があれば、3番にこういうことだって言いますけれどもまとめて報告があれば、これでいいと思います。よろしいですか。他にございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでしたら、賛成の方の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。以上で第53号につきましては承認とさせていただきます。

議案第54号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして、議案第54号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。本日の計画書につきましては、該当委員に係る案件がございますので先に審議をさせていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、該当委員の退席を求めます。7ページ番号1番から9ページ番号6番の〇〇〇〇 〇〇〇〇は6番 藤井委員に係る案件でございますので、藤井委員の退席を求めます。

(藤井委員 退席)

議 長 それでは、事務局説明してください。

事務局 7ページ番号1番でございます。〇〇〇〇〇〇の2筆2, 632㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでございます。そのほか9ページの6番まで合計いたしまして25筆、33, 307㎡の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今、藤井委員の案件について事務局より説明がありました。これにつきまして議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、異議のない方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。異議なしということですので、承認といたします。藤井委員の入場を求めます。

(藤井委員 入場・着席)

議 長 藤井委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということ承認されましたので報告いたします。続きまして9ページ番号7番と8番は西谷推進委員に係る案件でございますので、西谷委員の退席を求めます。

(西谷委員 退席)

議 長 それでは、事務局説明してください。

事務局 9ページ番号7番でございます。〇〇の1筆、909㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりで、そのほか番号8番とあわせまして合計2筆、1, 299㎡の賃借権設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 それでは只今の議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。賛成多数ということでございますので、西谷委員の入場を求めます。

(西谷委員 入場・着席)

議 長 西谷委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたことを報告いたします。

続きまして、10ページ番号9番は田倉推進委員に係る案件でございますので、退席を求めます。

(田倉委員 退席)

議 長 それでは、事務局説明をお願いします。

事務局 10ページ番号9番でございます。〇〇の1筆5,000㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今、田倉委員の案件について事務局より説明がありました。質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の方の委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので、承認といたします。田倉委員の入場を求めます。

(田倉委員 入場・着席)

議 長 田倉委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたことを報告いたします。以上で、該当する出席委員の案件につきまして審議を終わりましたので、引き続きまして、その他の案件につきまして審議を行います。事務局説明をお願いします。

事務局 7ページでございます。利用権設定各筆明細等集計表につきましては、田、畑、樹園地の合計は275,213.71㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては、7ページから32ページ記載のとおりでございます。

所有権移転関係でございます。33ページ、所有権の移転を受ける者、〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇。所有権の移転をする者、〇〇〇の〇〇〇〇。移転する土

地は〇〇の3筆、6, 510㎡でございます。対価は2, 083, 200円、10アールあたりですと320, 000円となっております。続きまして、34ページ、所有権の移転を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇。所有権の移転をする者、〇〇の〇〇〇〇。移転する土地は〇〇〇の2筆2, 168㎡でございます。対価は450, 000円で、10アールあたりですと、207, 564円となります。続きまして、35ページ、所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇。移転する土地は〇〇〇〇の3筆4, 489㎡でございます。対価は450, 000円、10アールあたりですと、100, 245円となります。

続きまして、利用権設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、36ページから40ページまでの記載のとおりでございます。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、41ページ記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございます。今、議案第54号の農用地利用集積計画につきまして報告がございました。只今の案件につきまして、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の方の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。賛成多数で承認といたします。

議案第55号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議長 続きまして議案第55号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定についてお諮りいたします。本件につきましても本日、午前10時より先程の当番委員6名で行って参りましたので、報告をお願い致します。

鳥飼推進委員 議案43ページの件につきましては、3回以上の耕耘作業と草刈作業が必要ということに該当するのではないかとということで、10アールあたりの助成金額が3万円が妥当ということになりました。

続きまして、議案44ページの件につきましては、これも同じく3回以上の耕耘作業と草刈作業が必要ではないかとということで10アールあたりの助成金は3万円が妥当ということになりました。

議案45ページの件につきまして、これも同じく3回以上の耕耘作業と草刈作業が必要ということに該当するのではないかとということで、10アールあたりの助成金は3万円が妥当ということになりました。

議案46ページの案件につきましては、2回程度の全耕が必要ということに該当するのではないかとということで、10アールあたりの助成金は1万円が妥当ということになりました。以上です。

議長 只今、現地の報告を行いました。補足を致しますと、前段の3件につしまし

ては、セイタカアワダチソウがかなり繁っておりまして、これは3万円だろうと。後の1件につきましては、2回程度の耕耘をすれば普通の元の農地に返るということで判断をいたしました。

只今の遊休農地解消対策事業につきましてご質疑ございませんか。よろしいですか。

(なしの声)

議 長 異議ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成ということでございますので承認といたします。

議案第56号 農用地利用配分計画について

議 長 続きまして、議案第56号 農用地利用配分計画についてお諮り致します。この件につきましては、該当委員に係る案件がございます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、退席を求めるものでございます。49ページ番号1番の○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○は、19番 美田委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(美田委員 退席)

議 長 それでは事務局説明してください。

事務局 49ページでございます。整理番号1番、○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○でございまして。土地の所在地は○○の3件、7, 933㎡でございます。以下記載のとおりでございます。中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。

議 長 只今、美田委員の案件につきまして説明がございました。委員の皆さんより、質問、ご意見を受けたと思います。ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、農業委員の方の賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。賛成多数でございますので承認といたしますので、美田委員の入場を求めます。

(美田委員 入場・着席)

議 長 只今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたので報告いたします。以上で該当する出席委員の案件につきましては審議を終わりましたので、引き続いてその他の案件について審議を行います。事務局説明をお願いします。

事務局 利用配分計画各筆明細につきましては、49ページから50ページまでに記載のとおりでございます。利用配分計画により賃借権等を受ける者の農業経営状況につきましては51ページから54ページ記載のとおりでございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。以上でございます。

議 長 只今、全体につきましてはの説明がございましたので、議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。賛成多数でございますので承認と致します。

議案第57号 倉吉市農業経営基盤強化促進基本構想の変更について

議 長 続きまして、議案第57号 倉吉市農業経営基盤強化促進基本構想の変更について、お諮りいたします。これにつきましては、農林課より説明にお越しになっておりますので、説明をお願いいたします。

農林課 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、説明させていただきます。

まず、「1 農業経営基盤強化促進基本構想とは」についてですが、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため農業経営基盤強化促進法の第6条の規定に基づき、①育成すべき農業経営の目標、②農業経営に対する農用地の利用集積目標、③その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置について市が定めるものになります。

続きまして、「2 変更理由」について説明させていただきます。まず、令和2年7月1日に鳥取県農業経営基盤強化促進基本方針が見直しされたことに伴い、基本方針に定められた基本的な事項に則しつつ本市の農業をとりまく環境の変化に対応し、実態を反映させるために変更したものになります。現行構想は、平成25年度から令和5年度まで、今回の変更は令和元年度から令和10年度までになっております。次の変更理由といたしましては、(2)農地中間管理事業の推進に関する法律が一部改正されたことに伴い改正箇所を反映させるために変更したものになります。

続きまして、「3 変更の概要」について説明させていただきます。(1)農業経営の指標を次のとおり見直しします。まず①効率的安定的な農業経営の指標、こちらはいわゆる認定農業者になります。年間農業所得及び年間労働時間とも

数字は現行同様になりますが、変更前の「程度」を変更後は「概ね」としております。こちらは県の指標にあわせたものになっております。農業経営モデル類型については、個別経営体につきましては類型数の方は変更ありません。経営類型のうち野菜Ⅰ型について、作物にストックを追加しております。また野菜Ⅲ型についてはイチゴ、バラ、ユリ、ストックを削除しハウレンソウを追加しております。57ページをご覧ください。花木型についてはカイズカイブキ、サザンカ、ハナミズキ、サツキに変更しております。組織経営体につきましては、類型数は変更ありませんが、前回の構想では平坦地、中山間地とを区別しておりましたが、現状を踏まえた結果あえて区別する必要はないと判断いたしましたので平坦地、中山間地を削除しております。続きまして、②新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標、こちらはいわゆる認定新規就農者になります。認定新規就農者につきましても、年間農業所得及び年間労働時間とも数字は現行同様でございますが、変更前の「程度」を変更後は「概ね」としてしております。こちらも県の指標に合わせたものになります。その他については変更ありません。

続きまして、58ページをご覧ください。(2) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標です。現行構想では目標年度、令和5年、耕地面積2,397ヘクタールに対して、利用集積目標1,247ヘクタール、農用地利用に占めるシェアの目標は52%となっております。今回、変更後の目標、令和10年度では、耕地面積3,790ヘクタールに対しまして、利用集積目標1,895ヘクタール、農用地利用に占めるシェアの目標は50%としております。直近の集積率は30%前後の数字であることを踏まえまして、集積目標を50%に設定しております。

続きまして、(3) 農地利用集積円滑化事業に関する事項を削除しております。農地中間管理機構の推進に関する法律が一部改正され、これまでJAが実施していた農地利用集積円滑化事業は農地中間管理事業へ移行、統合一本化されたためその箇所を削除しております。なお、本文につきましては修正追記した箇所を赤字もしくは明記して修正しております。以上になります。

議長 只今、農林課より説明をしていただきましたが、皆さんの方で、何か聞いてみたいことがありましたらどうぞ挙手で。はい、美田委員。

19番 美田です。アンダーラインが入った所が加わったということで、例えば、野菜Ⅲ型、ハウレンソウになってます。こまい店やってるんで、小松菜とか結構使うんですけども、それは書かんでもええのか。作目もこれって、限定せないけんのかどうか、ハウレンソウみたいなことだけええよってということなのか。

農林課 経営モデル類型につきましては、150数経営体の認定農業者がおられる中で、あくまでも代表的なものの事例として挙げさせて頂いているものですので、決してこれにこだわるものでもございませんし、その方その法人にあわせた形で、あくまでも代表的ということでご理解いただければと。

19番 はい、わかりました。

議長 よろしいですか、その他ございませんか。

(なしの声)

議長 それでは質疑がないようですので、挙手による採決を求めます。只今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございました。全員賛成ということで承認と致します。

(6) その他

議長 続きまして、別冊のその他報告・連絡事項をご覧ください。どうぞ。

事務局 それでは別冊の方をご覧頂きたいと思います。2ページの農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書についてでございます。(1)は鳥取県が発注する工事に伴う一時転用で、仮設道路として使用するものでございます。転用期間、届出地につきましては以下に記載のとおりでございます。続いて3ページの(2)でございます。こちらは倉吉市が発注する工事に伴う一時転用で、仮設道路、資材置場として使用するものでございます。5ページの(3)こちらは倉吉市の発注する工事に伴う一時転用で、資材置場として使用するものでございます。6ページの(4)につきましては、〇〇地内における〇〇〇〇〇〇の携帯電話基地局の設置でございます。以上でございます。

議長 はい。只今、届出についての報告でございました。続きまして、(2)のあっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について協議を行います。事務局。

事務局 まず、7ページは〇〇〇〇さん。売買、賃貸借、使用貸借のあっせんのご相談がありました。8ページは〇〇〇〇さん、売買、賃貸借、使用貸借のご相談を受けております。9ページ、〇〇〇〇さん。〇〇〇〇さん、お父様所有の6筆の農地について賃貸借、使用貸借のあっせんの相談がありました。10ページは、農家相談がありました〇〇〇さん。規模拡大したいので2、3反程度の白ネギを作付けするための農地を求めておられます。以上の4件について、あっせん委員の選任についてよろしくお願ひします。

議長 7ページは〇〇の、〇〇でございますので、山本委員1人でよろしいですか。

山本推進委員 7ページの〇〇さんの所ですけど、これ数年前に〇〇さんが農地があと1反足りないというので探しとられるところに、事務局から電話があつて、私が担当したんですけれども。ここは〇〇さんという方が水田作っておられたんですが、水漏れがするって言われるもんで。ここが家の2階部分と同じくらいの高さの土手っていうかね、崖になつとるです。〇〇さんのお家のちょうど裏ですけどね。水漏れってなるとえらいことで、水田もう辞めるっていうことで〇〇さんが返された所だったんですよね。ちょうどいいんで〇〇さんに、あっせんしたんですけれども。〇〇の水田は、ちょっと掘れば石が出てくるっていうことで、ネギに本当に適さない土地だったんですけれども、土地を探しておられたタイミングだったんで、借りていただいたです。〇〇さんは、今回、返しち

になって、ほんに忙しいから来年春になったら一緒に確認しに行って、まあ良かったら作りますっていうことで。〇〇は梨団地で、梨の木をいっぱい伐っておられて、すごい荒廃地があるもんで、なるべくだったら春にずっと見てまわって、ああこれならいいなっていうところがあったら、ちょっと解消して作ってあげてもらえんかなって言ったたら、それもじゃああわせて相談しましょうというので、良い返事をいただきましたので、また春になったら一緒に見てまわろうと思っております。以上です。

議 長 続きます。早田委員。

1 番 1 番 早田です。あっせん依頼のあった〇〇氏の土地についてですが、現地を確認しましたところ、水はけが良くない印象がございました。〇〇にお住まいの〇〇氏へ意向確認のお願いをとっております。〇〇氏からですね、無償でも仕方ない。できたら2、3万で買い取ってもらえんかというようなことがございまして。まあ他にもね田畑があって、それも無償で譲渡したいというようにございまして。それで依頼のあった土地についてはですね、今月14日まで現在耕作されている方がおられまして、最初にその方に買い取りをお願いいたしました。しかしお住まいと耕作地の距離があって、耕作に不便なことから、他にもあたってもらって、なかったらね、作っても買い取りしてもいいですよってというような言葉をいただいたんですが、隣地の方で買ってもいいよという方もございました。隣地の方は認定農業者で、〇〇〇の方でございまして、最終的にはその方に買って頂くようにいたしました。買い取り価格は3万円でございます。それと他の田畑についてはですね、隣接の所有者の方と無償での協議をいたしました。ちょっと場所が悪いということもあって良い返事はいただけませんでした。そのことは依頼者の方にも伝えてあります。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。続きます。高見委員。

2 番 2 番 高見です。〇〇さんの畑なんですけども、現地で本人さんと協議して、見させて頂きましたけども、急斜面で日光が当たらないと、それと入り口がないのと梨と柿の木で、株が残ってます。20年間放置されているとか、〇〇〇の農事組合長さんに聞いたんですけど、どうもあそこはイノシシの通り道になっているみたいでってことを聞いたんですけど、本人さんにはもう少し聞いてもらいますということで答えております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。続きます。塚根委員お願いいたします。

塚根推進委員 相談者の〇〇〇〇さんの分でございます。12月の会議のときに会長さんから、いいアドバイスがありまして、早速、〇〇の〇〇〇〇さんの畑を田倉さんと、会議のあとに見に行きました。これは、まあええでないかということで、14日に〇〇さんと一緒に、田倉さんと現地を見に行きました。水も完璧にできるような設備がありまして、これはええなという話になったんですけど、ちょうど今日ですね、天候が良ければ利用権設定の判をもらうところでしたけれども。今日以降だったら10日間出張するので、出張から帰ったら判を押しすよということで決まっております。

議 長 続きまして、編集委員会の報告を室山編集委員長。

11番 11番 室山です。先月の農業委員会会議の後に原田副委員長、藤井代理、船越委員、河野委員、山脇会長、石賀主幹と私の7人で編集委員会を開きました。今後のスケジュールにつきまして、1月の中旬に編集委員により最終校正をして、2月末に全戸配布をする予定になっています。

また、昨年分について、全国コンクールに鳥取県代表として応募しました。審査結果は令和3年2月末の予定となっています。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。コンクールの応募につきましては農業会議の方から鳥取県代表として応募させていただきましたという連絡がございました。入選するかせんかは、全国の審査によりますのでわかりません。

続きまして、農地利用最適化業務活動日誌の提出について、事務局。

事務局 あっせん活動を皆さんにご協力いただいております。その都度、日誌を報告していただきましたけれども、12月までで、まだ提出していないものがありましたら、連休明けにでも提出をお願いしたいと思います。以上です。

議 長 はい。それでは次に、令和3年度の日程について説明してください。

事務局 こちらの会場が、今年は確定申告の会場に利用されるもので、2月10日は隣の会議室303に変更させていただきます。3月10日は、本庁舎の大会議室になります。また、来年度の日程表をお配りしておりますので、ご確認いただけたらと思います。以上でございます。

議 長 その他の項で皆さんの方で何かございませんか。はい、鐵本委員。

9番 9番 鐵本です。終わったんですが、利用配分計画の中の〇〇さんですかね、所有は2反ほどで、今度1反半ぐらい借りるという方みたいで、認定農業者かなにかになっとられるのか、これから出されるのか。運搬車と動噴だけあるような。

農林課 農林課でございます。〇〇さんにつきましては、認定新規就農者ということで認定されておられまして、スイカを中心に作付けをされておられます。これから機械とかも順次増やされていかれると思います。

9番 はい、わかりました。それから〇〇〇〇の小作別れの話ですけれども、例がちょっと違うかもしれないですけど、私がお客さんで宅地にしようかということで、1反強かな、そのぐらいの農地を購入して住宅にしたいんだという。これが小作の関係があって地主さんと小作人がおられて、法的には、きちんと借りた貸したがはっきりしていないけれども、親の代から小作人さんが借りとると。その所有者の方は、お父さんがしなったことみたいで、私はよくわからないというような状態で。そういう話の時に、なら売り買いしたときにどうするかということの話になって、ここにおられる福井委員さんにもちょっと聞いて、こういう場合どうかいなって。まあ、収用とかなんとかで、かかった場合は四分六分で、四分が地主さんで六分が小作人さんの取り分になったと、1,00

0万だったら600万円が小作人のだと、そういう話があって。で、最終的には話のなかで、解消されたみたいですけど、半々にされたかどうかですけども。そういう関係の問題があるからして、これは分割して、渡して、お金でなくて、はっきりしようやということで、こういう方法を取られたんじゃないかということのを思いました。売買までしたりすると大変な金もいるし、分割して分かれましようというふうなことになったということで、非常に珍しいので、自分もお金じゃなくてこういう解決方法もあるかなと思って、参考にさせていただきました。以上です。

議長 はい、ずっと前は四分六分という話があったようです。今から20年前くらい、ところがその頃から五分五分っちゅう話がでてきて、半々だということで、どうもそのようなことになりまして。今回は場所もいいところだし、現物であればよいかと。そうすると後が利用価値があるということで、そのように聞きましたので、報告したわけです。その他ございませんか。はい、美田委員。

19番 その話は土地が値打ちのあるところはそういう問題がでるでしょうけど、我々の方はもういらんって返すのが多いです。ちょっとこれは参考にはならん。

議長 まあ、後はお互いの貸し借りした同士で話になると思います。その他ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、それでは本日の農業委員会会議は閉会といたします。

— 午後4時10分 閉会 —